

貸借契約書

1 件名	採点支援システム貸借業務
2 貸借期間	契約締結日から令和11年8月31日まで ただし、支払いは令和6年9月分から令和11年8月分の60回払いとする。
3 賃借料	月額 金 円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、金 円 「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」は消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、賃借料に110分の10を乗じて得た額である。
4 支払方法	毎月均等払（各月業務完了後）
5 契約保証金	

この契約について、借借人及び貸借人は、上記条件のほか金沢市契約規則（平成15年規則第1号）及び別添約款の条項に従って、信義を重んじ誠実に契約を履行する。

この契約の証として、本書2通を作成し、借借人及び貸借人が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

借借人 金沢市広坂1丁目1番1号
金 沢 市
金沢市長 村山 卓

貸借人

(約款)

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 貸貸人は賃借人に対して、標記の賃貸借契約書（以下「契約書」という。）に記載の業務に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、添付別紙（以下「賃貸借対象物件明細書」という。）に記載する機器（以下「機器」という。）及び同別紙に記載するソフトウェア（以下「ソフトウェア」という。）の非独占的使用権（以下「使用権」という。）の賃貸借を行うことを約し、賃借人はそれに対し、賃借料を支払うことを約定する。

第2章 機器

(善管義務)

第2条 賃借人は機器を本来の用法に従い、その通常の義務のための善良な管理者の注意をもって使用する。

2 貸貸人は機器に貸貸人所定の様式により貸貸人の所有に属する旨の標識を付し、賃借人は機器をいかなる場合を問わず他の権利の目的物として使用することはできないものとする。

(機器の改造)

第3条 機器を改造する場合は、賃借人はあらかじめ書面にて貸貸人の承諾を得るものとする。その場合その費用は、賃借人の負担として貸貸人の認める者がこれを行うものとする。

(他の機器の取付け)

第4条 機器に他の機器を取り付ける必要が生じた場合、賃借人はあらかじめ書面にて貸貸人の承諾を求めるものとし、賃借人が費用を負担して貸貸人の認める者がこれを行うものとする。

2 貸貸人は前項の取付けが機器の機能に支障を与えると認めたときは、賃借人の申出を拒否することができる。

(機器の返還)

第5条 本契約が終了した場合は、賃借人は貸貸人に対して機器を他の機械機器の取りはずし等によって引き渡し当時の原状に復した上直ちに返還するものとする。なお、返還の際に発生する費用については貸貸人の負担とするものとする。

(保険)

第6条 貸貸人は、本契約期間中機器に対して、賃借人の負担で貸貸人所定の動産総合保険を付保するものとする。

第3章 ソフトウェア使用権

(使用権)

第7条 賃借人は本契約に基づき、ソフトウェア使用権を得るものとする。

2 貸貸人は、賃借人に対するソフトウェア使用権再使用許諾、ソフトウェア使用権設定者と賃借人の間における使用許諾の許可等、賃借人がソフトウェア使用権を正当に取得及び行使するために必要な設定を行うこと。なお、これらの設定はソフトウェア使用権の賃借

(約款)

に含むものとする。

- 3 本契約による使用権は、賃借人が機器においてソフトウェアを使用することを前提とし、賃借人が機器以外においてソフトウェアを使用する場合は、本契約と別に使用権を必要とするものとする。ただし、賃貸人及びソフトウェア使用権設定者において、賃借人が機器以外においてソフトウェアを使用することを認める場合は、その限りでない。
- 4 本契約に基づき設定された使用権及びソフトウェア並びにその複製物については、賃借人はこれを他に譲渡し、再使用権を設定し、又は他人の権利の目的物とすることはできないものとする。

(ソフトウェアの提供・変更)

- 第8条 賃貸人は、賃借人に対し、本契約により設定された使用権を行使するためのソフトウェアを納入期限までに納入し、賃借人の検査確認を得たのち賃借人に引き渡すものとする。
- 2 賃借人は、賃貸人の事前の書面による承諾なしにはソフトウェアを変更又は改作できないものとする。なお、賃貸人の承諾に基づき変更又は改作されたソフトウェアは本契約に基づくソフトウェアとする。

(ソフトウェアのサポート)

- 第9条 賃貸人は、ソフトウェアにつき無償で賃貸人所定のサポートを行うものとする。

(特別なサポート)

- 第10条 賃借人の故意若しくは重過失又は天災地変その他賃借人・賃貸人いずれの責にも帰さない事由に基づきソフトウェアにトラブルが発生し、賃貸人がサポートを行ったときは、賃貸人は当該サポートに要した費用を賃借人に請求できるものとする。

(ソフトウェアの滅失等)

- 第11条 賃借人は本契約期間中、ソフトウェアを善良な管理者の注意をもって管理するものとし、ソフトウェアが本契約期間中に盗難、滅失又は毀損した場合、賃借人は速やかに賃貸人にその旨通知するものとする。

(使用権の消失)

- 第12条 本契約が解約又は期間満了により終了したときは、ソフトウェア使用権は消滅するものとする。
- 2 賃借人は使用権の消滅したソフトウェア及びその複製物の全てを使用権消滅後速やかに破棄するものとする。

(責任の制限)

- 第13条 賃貸人は、賃借人に対しソフトウェア及びその技術情報が特定の目的のために適当であること、又は有用であることの明示若しくは黙示の保証をしないものとする。
- 2 賃貸人は、賃借人に対し賃借人が本契約に基づき設定をうけた使用権を行使することにより又は使用権を行使できないことにより生じた賃借人の損害若しくは第三者からの賃借人に対する請求又はソフトウェアが正常に作動しないことにより賃借人に生じた損害に関しては、いかなる責も負わないものとする。

第4章 共通事項

(賃借料)

第14条 賃借料は契約書記載の金額とする。

2 本契約の賃貸借期間が月の途中で開始又は終了した場合、その月の賃借料は使用日数を当該月の暦日数で除したものにそれぞれ月当たり賃借料を乗じて得られた金額（円未満は切り捨てる）とする。

(賃借料の支払)

第15条 賃借人は、賃貸借期間の月（以下「使用月」という。）ごとに賃借料を支払うものとする。

2 賃借料は、当該使用月の翌月以降に、賃貸人が金沢市指定の手続に従い請求するものとする。

3 賃借人は、前項の規定により請求書を受領したときは、その日から30日以内に請求金額を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条の2 賃貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、賃借人の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(機器の滅失及び毀損)

第16条 機器の滅失、毀損等について通常の使用により生じる等の場合を除きその危険は賃借人が負担するものとし、賃貸人は賃借人に対して損害賠償を請求できるものとする。ただし、第6条に規定する動産総合保険で補償される事項に対しては、賃借人はその賠償を行わないものとする。

2 賃借人の故意又は過失により賃貸人が損害を被った場合、賃貸人は賃借人に対し損害賠償を請求できるものとする。

3 前項の損害賠償額は賃借人と賃貸人との協議により定める。

(損害のために必要を生じた経費)

第17条 業務の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、賃貸人が負担するものとする。ただし、その損害が賃借人の責めに帰する理由による場合においては、これを賃借人が負担するものとし、その額は賃借人と賃貸人とが協議してこれを定めるものとする。

(立入権並びに秘密保持)

第18条 機器及びソフトウェア（以下「賃貸借対象物件」という。）の納入のため賃貸人の指定する者が機器の据付け場所に立ち入る場合は、あらかじめ賃借人の了承を得、またその者は必ず身分証明書を携帯しなければならないものとする。

2 賃貸人及び賃貸人の指定した者は、前項の立入りに際して知り得た賃借人の業務上の秘密を第三者に漏えいしてはならないものとする。

3 賃借人は、ソフトウェア及びその他の技術情報を第三者に開示しないものとする。

4 賃貸人の指定した者が賃借人に対して損害を与えた場合は、賃貸人がその責任を負うものとする。

(個人情報の保護)

(約款)

- 第18条の2 貸貸人は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- 2 貸貸人は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
 - 3 貸貸人は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。
 - 4 貸貸人は、この契約による業務を行うため個人情報を収集するときは、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
 - 5 貸貸人は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
 - 6 貸貸人は、あらかじめ貸借人の書面による指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。
 - 7 貸貸人は、あらかじめ貸借人の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために貸借人から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
 - 8 貸貸人は、あらかじめ貸借人の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
 - 9 貸貸人は、貸借人の承認により、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、貸借人が貸貸人に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を、当該第三者に書面により求めるものとする。
 - 10 貸貸人は、この契約による業務を処理するために貸借人から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。）後直ちに貸借人に返却し、又は引き渡すものとする。ただし、貸借人が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。
 - 11 貸貸人は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに貸借人に報告し、貸借人の指示に従うものとする。
 - 12 貸借人は、貸貸人がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理状況について、随時、実地に調査できるものとする。
 - 13 貸借人は、貸貸人がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、貸貸人に対して必要な指示を行うことができる。

(貸借人の任意解除権)

- 第18条の3 貸借人は、業務が完了するまでの間は、次条又は第18条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 貸借人は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、貸貸人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(貸借人の催告による解除権)

- 第18条の4 貸借人は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(約款)

ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 納入期限までに賃貸借対象物件の納入を完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由がなくて着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。
- (3) 本契約の全部又は主たる部分を一括して第三者に請け負わせたとき。
- (4) 正当な理由がなくて契約不適合に対する履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(賃借人の催告によらない解除権)

第19条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第15条の2の規定に違反して賃借料債権を譲渡したとき。
- (2) この契約を履行することができないことが明らかであるとき。
- (3) 賃貸人がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 賃貸人のこの契約の一部の履行が不能である場合又は賃貸人がこの契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、賃貸人が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、賃貸人がこの契約の履行をせず、賃借人が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 本契約の執行が著しく困難になったことその他やむを得ないと認められる事由によって、賃貸人がこの契約の解除を申し入れたとき。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が経営に実質的に関与していると認められる者に賃借料債権を譲渡したとき。
- (9) 賃貸人が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（賃貸人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、賃貸人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 賃貸人が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方

(約款)

としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、賃借人が賃貸人に対して当該契約の解除を求め、賃貸人がこれに従わなかったとき。

ク 賃貸人が金沢市契約規則(平成15年規則第1号)第43条の2第1項第7号から第10号までに規定する談合その他不正行為のいずれかに該当したとき。

- 2 賃貸人は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、賃借人に対してその損害の賠償を求めることはできない。

(賃借人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条の2 第18条の4又は前条第1項に規定する場合が賃借人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、賃借人は、前2条の規定により契約を解除することができない。

(賃貸人の催告による解除権)

第19条の3 賃貸人は、賃借人がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(賃貸人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条の4 前条に定める場合が賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、賃貸人は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除等に伴う措置)

第19条の5 賃貸人は、この契約が解除された場合等において、貸与品、支給材料等があるときは、遅滞なく賃借人に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が賃貸人の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 賃貸人は、この契約が解除された場合等において、履行場所等に賃貸人が所有する材料、工具その他の物件があるときは、遅滞なく当該物件を撤去(賃借人に返還する貸与品、支給材料等については、賃借人の指定する場所へ搬出。以下この条において同じ。)するとともに、履行場所等を原状に復して賃借人に明け渡さなければならない。
- 3 前項の場合において、賃貸人が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、賃借人は、賃貸人に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合において、賃貸人は、賃借人の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、賃借人の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 4 第1項及び第2項に規定する賃貸人のとるべき措置の期限、方法等については、第18条の4又は第19条第1項の規定により契約が解除された場合等においては賃借人が定め、第18条の3第1項、第19条の3の規定により契約が解除されたときは、賃借人と賃貸人とが協議して定めるものとする。

(賃借人の損害賠償請求等)

第19条の6 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 納入期限までに賃貸借対象物件の納入を完了することができないとき。
- (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。

(約款)

- (3) 第18条の4又は第19条の規定により債務の履行後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 受注者がこの契約の履行にあたり第18条の2の規定に違反したとき。
 - (5) 前4号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、賃貸人は、賃借料に賃貸借期間の月数を乗じた額（以下「契約金額」という。）の10分の1に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第18条の4又は第19条の規定により債務の履行前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 賃貸人がその債務の履行を拒否し、又は賃貸人の責めに帰すべき事由によって賃貸人の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 賃貸人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 賃貸人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 賃貸人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして賃貸人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当する場合においては、賃借人は、違約金として、遅延日数1日につき、契約金額の1000分の1に相当する額とする。
- 6 第2項の場合（金沢市契約規則第31条第1項において読み替えて準用する同規則第5条第1項第6号の規定による担保の提供を受けている場合にあつては、第19条第1項第8号又は第9号アからキまでの規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、賃借人は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(賃貸人の損害賠償請求等)

- 第19条の7 賃貸人は、賃借人が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第19条の3の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(建物等に対する損害賠償)

- 第19条の8 賃貸人は、本契約の執行によって賃借人の建物及び設備等に損害を与えたときは、賃借人に対してその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が賃借人の責めによる場合又は天変地異その他賃貸人の責めとならない事由による場合においては、この限りでない。

(第三者に対する損害賠償)

- 第19条の9 賃貸人は、本契約の執行によって第三者に損害を与えたときは、一切自己の

(約款)

責任においてこれを解決しなければならない。

(損害賠償の予約)

第19条の10 賃借人は、賃貸人が金沢市契約規則第43条の2第1項第7号から第10号までのいずれかに該当したときは、契約の解除の有無にかかわらず、契約金額の100分の20に相当する損害賠償金を徴収する。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 賃貸人が金沢市契約規則第43条の2第1項第7号から第9号までのいずれかに該当する場合で、この契約に関し、公正取引委員会が賃貸人に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他賃借人が特に認めるとき。
- (2) 賃貸人（賃貸人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が金沢市契約規則第43条の2第1項第10号の規定に該当する場合で、当該賃貸人に対する刑の確定が刑法第198条の規定によるものであるとき。
- 2 賃借人は、賃貸人が金沢市契約規則第43条の2第1項第10号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除の有無にかかわらず、損害賠償金として、前項に規定する額のほかに、契約金額の100分の5に相当する額を徴収する。
 - (1) 金沢市契約規則第43条の2第1項第7号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 金沢市契約規則第43条の2第1項第10号に規定する刑に係る確定判決において、賃貸人が違法行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を、賃借人に提出しているとき。
- 3 前2項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

(秘密の保持)

第20条 賃貸人は、この本契約の執行により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(翌年度以後の契約)

第21条 この契約締結日の属する年度の翌年度以後、当該業務の契約に係る賃借人の予算額が前年度に比較して減額され、又は予算がない場合は、賃借人はこの契約を変更し、又は解除できる。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることとした場合も同様とする。

- 2 賃借人は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより、賃貸人に損害を及ぼしたときは、残存期間の支払予定額に相当する額を限度として、その損害を賠償しなければならない。

(協議)

第22条 本契約に定めない事項又は本契約の履行につき疑義が生じた場合は、賃借人及び賃貸人は誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

別紙

賃貸借対象物件明細書

月額賃借料は消費税額及び地方消費税額を含まない。
賃貸借対象物件の規格等は別紙仕様書も参照のこと。

種 別	品 名	数量	月額賃借料(円)
合計			円